

大総務第121号
令和6年2月19日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 堀野 桂子 様

大阪市総務局長 吉村 公秀
(担当：行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第16条第1項の規定に基づく公益財団法人大阪市救急医療事業団に係る中期目標の期間の終了時の検討を行うに当たって、同条第2項の規定に基づき同法人の所管所属長である大阪市健康局長から依頼があったので、同項の規定に基づき、別紙により諮問します。

中期目標期間終了時の検討

所管所属名		健康局			団体名		(公財) 大阪市救急医療事業団						
-------	--	-----	--	--	-----	--	-----------------	--	--	--	--	--	--

中期目標	(1)当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容												
	大阪府医療計画に基づき市町村の役割としてある初期救急医療体制を確保するため、市内において休日・夜間の急病診療事業を実施すること。												
	(2)中期目標期間												
	令和2年9月11日から令和6年3月31日までの4年間												
	(3)中期目標の期間終了時において、(1)の行政目的又は施策によって実現しようとしている状態												
市内における休日・夜間の急病診療事業を実施するため医師等の医療従事者の確保や後送病院との連携がなされ、休日・夜間の急病診療事業が中期目標の期間を通じて安定的かつ継続的に実施できている状態													

中期目標達成状況	指標Ⅰ	勤続3年以上の看護師の割合											
		R2	中期目標進捗率	R3	中期目標進捗率	R4	中期目標進捗率	R5【最終】	中期目標進捗率				
	目標値	60%	-	60%	-	60%	-	60%	-				
	実績値	64%	-	66%	-	75%	-	75%	-				
	指標Ⅱ	後送病院数											
		R2	中期目標進捗率	R3	中期目標進捗率	R4	中期目標進捗率	R5【最終】	中期目標進捗率				
	目標値	33	-	33	-	33	-	33	-				
	実績値	33	-	34	-	33	-	33	-				

所管所属の自己評価	指標の達成状況	A	A：指標全部達成 B：指標全部未達成 C：指標一部未達成	中期目標の達成状況【中期目標期間】	ア	ア：達成 イ：達成見込み(目標期間中) ウ：未達成
	中期目標期間における 団体の事業経営による 本市の行政目的又は施策の達成状況について					
	市内における休日・夜間の急病診療事業を実施するためには、医療従事者の確保が重要である。2020年からの度重なる新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応により、医療従事者は多大な業務負担を強いられたことや、自身の感染リスクへの不安から多数の離職者が発生する懸念があったが、当該団体では、PPE(個人用防護具)の確保や発熱患者の隔離の徹底、また、良好な換気状態を維持し一層の空気感染対策を図るため二酸化炭素濃度計を各診療所に設置するなど、様々な新型コロナウイルス感染症への感染予防策を実施することによって医療従事者の不安を取り除くなど良好な職場環境の維持に努め、勤続3年以上の看護師の割合の指標について、中期目標期間を通じて目標を達成した。 また、休日・夜間の急病診療事業の実施には、後送病院との連携が必要不可欠であるが、コロナ禍においても後送病院との連携を密にし、後送病院からの意見や要望に適切に対応するなどして、後送病院数について、中期目標期間を通じて目標を達成した。 これらの取組により、大阪府医療計画に基づき市町村の役割としてある初期救急医療体制を確保するため、医師等の医療従事者の確保や後送病院との連携が行われ、市内において休日・夜間の急病診療事業が中期目標の期間を通じて安定的かつ継続的に実施できている状態が達成できた。					

外郭団体の指定の必要性	本市の行政目的又は施策の達成のために団体に求める役割に係る 社会の環境変化等 について					
	・高齢化の影響で救急患者は増加しており、今後も救急医療へのニーズが増大することが見込まれている。 ・このような中、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、一般の医療機関が診療を実施していない時間帯（休日・夜間）に診療を行う急病診療所の役割が、極めて重要であることが社会的に再認識された。 ・しかしながら、初期救急医療を担う休日・夜間急病診療所における医師等の医療従事者の確保と、特定科目（眼科・耳鼻咽喉科）の後送病院の確保が難しくなっており、安定的な体制整備が望まれる。 ・一方で、令和6年4月からは「医師の働き方改革」の新制度が施行され、休日・夜間の急病診療事業への影響を注視する必要がある。 ・また、少子高齢化の進展に伴い、現役世代が減少する一方で、看護ニーズの増大が見込まれており、看護師については、令和5年10月に厚生労働省が「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」を約30年ぶりに改定し、勤務環境や処遇の改善、就業者の確保推進、資質の向上支援策などを進め、少子高齢社会における保健医療を担う看護師等の確保を図るとしている。					
	中期目標期間終了後の本市の行政目的又は施策の達成のために 団体に求める役割 について（外郭団体指定の必要性について）					
	大阪府医療計画に基づき市町村の役割としてある初期救急医療体制を確保するため、引き続き、市内において休日・夜間の急病診療事業を実施する必要がある。急病診療事業は、患者数に関わらず一定の診療体制を確保する必要があることから不採算性要素が多く、かつ極めて公共性の高い政策医療事業であり、休日・夜間に従事できる医療従事者の確保、後送医療体制の確保、その他、感染症拡大などに対する本市からの要請への対応などが必要である。これらに適切に対応するため、（一社）大阪府医師会をはじめとする医療関係団体との連携のもと、昭和51年度に本市からの出資により、（公財）大阪市救急医療事業団を設立し、急病診療所の運営を委託してきた。今後も本市が指導調整・監理を行い、当該団体において、市内における休日・夜間の急病診療事業を安定的かつ継続的に実施する役割を担わせる必要がある。					
	外郭団体の指定の必要性	A	A：継続して指定 B：指定解除	指定理由の変更の有無【※「継続して指定」の場合のみ】	イ	ア：有 イ：無
講ずる措置の内容						
次期中期目標の制定後、中期計画の作成協議を行う。						

公益財団法人大阪市救急医療事業団

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第8条第1項第1号から第4号に掲げる事項

1 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

初期救急医療機能を担う自治体として、市内において休日・夜間の急病診療事業を実施すること。

2 当該法人以外の法人その他の団体によっては1の施策を達成することが困難である理由

休日・夜間の急病診療事業を実施するに当たっては、外来診療を担当する医師等の医療従事者の確保や後送病院（二次医療機関）との連携を着実に実施することが不可欠であるところ、当該法人は、本市の指導及び調整の下で、長年にわたって、一般社団法人大阪府医師会をはじめ関係諸団体と連携して医療従事者や後送病院（二次医療機関）の確保を図りながら、本市の休日・夜間の急病診療事業の委託先として当該事業を実施してきており、本市や他の医療機関には当該事業を行うノウハウや体制がなく、当該法人は、安定的かつ効率的に当該事業を行うための体制を有する唯一の事業者であるため。（大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第3条第1項第1号ア(7)に該当）

3 1の施策を達成するために当該法人に求める役割

初期救急医療機能を担う自治体として本市が実施する休日・夜間の急病診療事業の委託先として、市内における休日・夜間の急病診療事業を実施するための医師等の医療従事者の確保や後送病院（二次医療機関）との連携を将来にわたって安定的かつ継続的に実施すること。

4 当該法人に3の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

(1) 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

休日・夜間の急病診療事業を実施するに当たっては、外来診療を担当する医師等の医療従事者の確保や後送病院（二次医療機関）との連携を着実に実施することが不可欠であるが、そのために必要となる関係機関や団体との間の当該事業への協力に向けた調整は民間団体である当該法人だけ行うことは困難であり、本市が関係機関や団体との調整を行い、必要に応じて当該調整内容を踏まえて委託先である当該法人の事業運営の指導及び調整を行う必要がある。

(2) 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、本市が有する影響力を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。